



石綿（アスベスト）を含む建築物・工作物の解体・改造などの作業を行う際、届出や飛散防止対策が必要です!!

石綿を含有する建築材料を含む建築物や工作物を解体する際には、大気汚染防止法（以下、「法」）及び大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下、「条例」）に基づき、作業実施届の提出や飛散防止対策の実施が必要となる場合があります。

※石綿を含有する建築材料（吹付け石綿）の例



○発注者が行わなければならないこと

- 受注者が実施する事前調査への協力
- 適切な石綿飛散防止対策を実施するための契約の締結
- 受注者から提出され説明を受けた、事前調査結果を記した書面（以下、「事前調査書面」）の保存
- 石綿排出を伴う解体等工事の作業及び測定計画（一部の工事）の届出

○受注者が行わなければならないこと

- 事前調査の実施
- 事前調査書面の作成
- 事前調査書面を発注者へ提出し、内容を説明
- 事前調査結果の掲示
- 事前調査書面の閲覧
- 事前調査書面の保存
- 作業実施基準の遵守
- 敷地境界基準の遵守

工事の際、チェックリストとしてご活用ください！

※発注者…解体等工事の注文者（他の者から請け負った者を除く）

※受注者…解体等工事を発注者から請け負った者

石綿（アスベスト）飛散防止規制の対象

建築物や工作物（以下、「建築物等」という。）の解体・改造・補修の作業（以下、「解体等作業」という。）のうち、石綿（アスベスト）を含む建築材料（石綿の質量の割合0.1%を超えるもの、以下「石綿含有建築材料」という。）を使用した建築物等の解体等作業にあたっては、法及び条例により、石綿の飛散防止措置をとるべきことが規定されています。

法では石綿含有建築材料のうち、吹付け石綿、石綿含有断熱材、石綿含有保温材及び石綿含有耐火被覆材を使用した建築物等の解体等作業を特定粉じん排出等作業といい、条例では法規制対象の石綿含有建築材料に加えて石綿含有成形板を使用した建築物等の解体等作業を石綿排出等作業といいます。

これらの作業においては作業基準等及び敷地境界基準の遵守が義務付けられています。

また、法では特定粉じん排出等作業を伴う建設工事を特定工事、条例では石綿排出等作業を伴う建設工事のうち、特定工事を除いたものを特定排出等工事といい、これらの工事の実施の際には事前の届出が必要です。

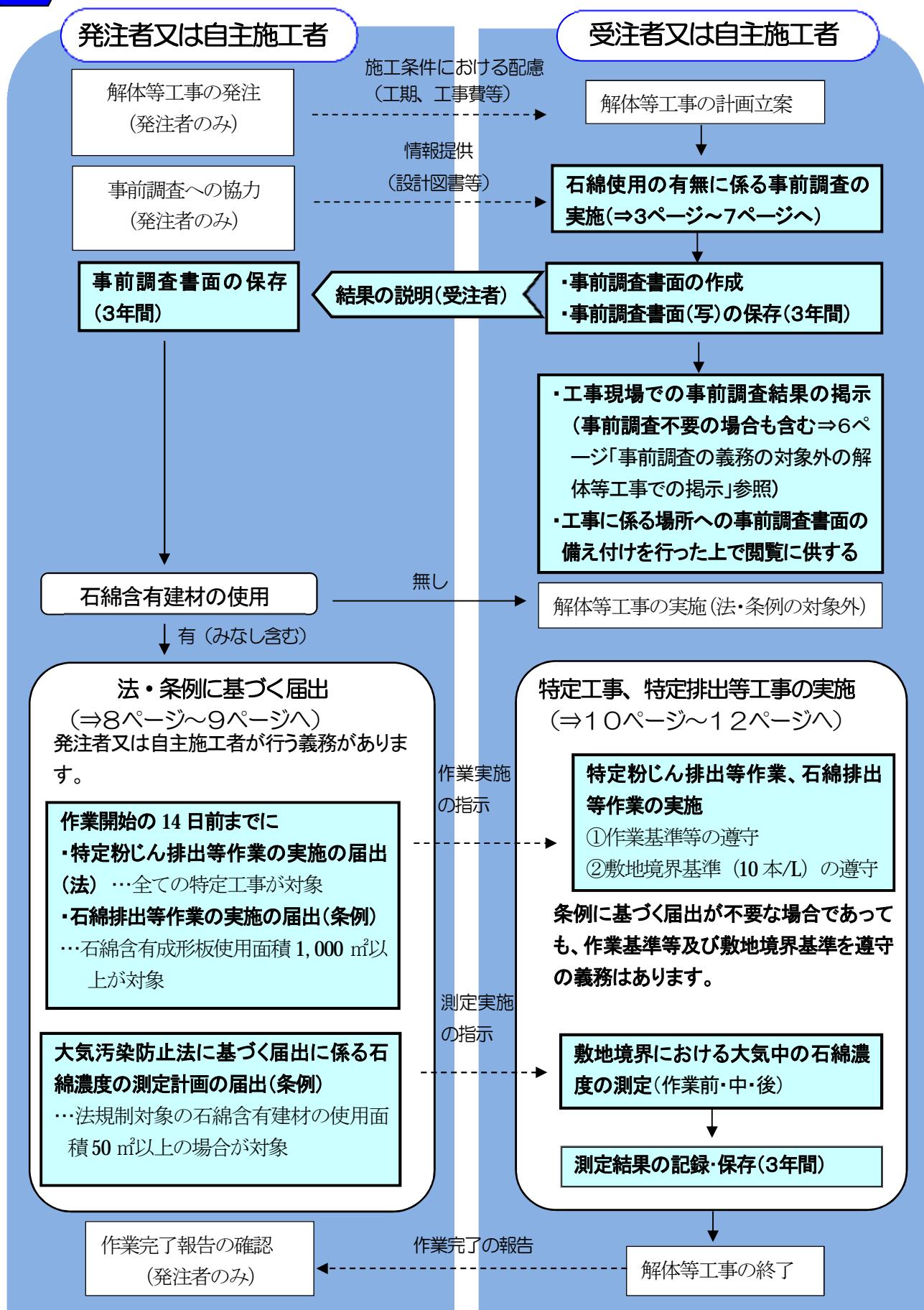
【建築物等の解体等工事における石綿飛散防止規制の概要】

根拠法令	工事の名称	使用材料	作業基準等※1	届出の規模要件
大気汚染防止法	特定工事	吹付け石綿 石綿含有断熱材 石綿含有保温材 石綿含有耐火被覆材	<ul style="list-style-type: none"> ・作業場所の隔離 ・前室の設置 ・前室・作業場所の負圧の維持 ・集じん・排気装置の設置 ・集じん・排気装置の排気口での粉じんの迅速測定 ・集じん・排気装置の確認の結果の記録・保存 ・薬液等による湿潤化 ・掲示板の設置 等	全ての工事
大阪府生活環境の保全等に関する条例	特定排出等工事※2	石綿含有成形板	<p>石綿含有成形板使用の全ての建築物等が対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飛散防止幕の設置 ・原則手作業による撤去 ・散水設備の設置 ・除去成形板の破碎の回避 ・掲示板の設置 ・排出水の処理 等	1,000 m ² 以上使用されている場合

※1 作業の基準は、法では「作業基準」、条例では「作業実施基準」として規定されています。石綿排出を伴う解体等工事では、作業実施基準（作業基準を含む）を遵守する必要があります。このパンフレットでは、作業実施基準を「作業基準等」とします。

※2 石綿含有成形板のみが使用された建築物等のうち、耐火又は準耐火建築物以外であって専ら人の居住の用に供する延床面積300 m²未満の建築物の解体等作業は特定排出等工事からは除かれますが、事前調査は必要です。

解体等工事時の石綿飛散防止対策の流れ



石綿の使用の有無などの事前調査を実施し、発注者への説明が必要です。

解体等作業を伴う建設工事（以下、「解体等工事」という。）の開始前に、石綿含有建築材料の使用の有無を調査し、石綿の飛散防止のための適切な作業方法を選択しなければなりません。

また、事前調査の結果は解体等工事の開始までに、建築物等の敷地内の公衆の見やすい場所に掲示板を設置し周辺住民へ情報提供する必要があります。

事前調査の実施者

解体等工事の受注者又は自主施工者が事前調査の実施者です。

事前調査の方法

①設計図書その他の資料 ②目視 ③建材中の石綿含有率の分析

- ・①設計図書等の資料及び②目視で石綿の使用の有無が確認できない場合、③建材中の石綿含有率の分析、の義務があります。
- ・石綿が使用されているとみなして石綿飛散防止措置を講じる場合、建材中の石綿含有率の分析は必要ありません。

事前調査結果の書面の作成

受注者又は自主施工者は、事前調査の終了後、その結果を記載した事前調査書面を作成しなければなりません。

記載内容

- 事前調査の終了年月日
- 事前調査の方法
- 建築物等の階、部屋及び部位ごとの石綿含有建築材料の使用の有無・種類

特定粉じん排出等作業、石綿排出等作業に該当する場合の追加事項

- 特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）の種類
- 特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）の実施の期間
- 特定粉じん排出等作業、石綿排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の（石綿含有建築材料）種類・使用箇所・使用面積
- 特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）の方法
- 濃度の測定計画（石綿の濃度測定をしなければならない場合に限る⇒13 ページへ）
- 特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）の対象の建築物等の概要、配置図及び付近の状況
- 特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）の工程を明示した特定工事、特定排出等工事の概要
- 特定工事（特定排出等工事）を施工する者の現場責任者の氏名、連絡場所
- 特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）の下請負人の現場責任者の氏名、連絡場所

事前調査では、建築物等の部位（床、腰壁、壁、天井等）ごとに石綿含有建築材料の使用の有無を調査し、その結果を詳細票（⇒4 ページ「事前調査結果の詳細票（例）」参照）に記載し、まとめて、分かりやすい事前調査書面を作成してください。

事前調査書面の様式例は、大阪府ホームページ「建築物の解体などの作業に係るアスベスト飛散防止規制」に掲載しております。

URL: <http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshoshido/asbestos/todokede.html>

事前調査結果詳細票（例）

事前調査結果の発注者への説明

- 受注者は発注者に対し、事前調査書面を交付して事前調査結果を説明しなければなりません。
 - 事前調査結果の説明は、解体等工事の開始まで(特定粉じん排出等作業、石綿排出等作業が当該工事の開始の日から14日以内に行われる場合は、作業開始の14日前まで)に行う必要があります。

事前調査書面の保存

- 発注者又は自主施工者は、**3年間**の事前調査書面の**保存義務**があります。
○受注者は、**3年間**の事前調査書面（写）の**保存義務**があります。

事前調査の対象外の建築物等

- ①平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等のみの解体・改造・補修する工事
②平成18年9月1日以後に改造または補修の工事に着手した部分のみを改造又は補修する工事
上記の工事を施工する場合は、事前調査の義務はありません。

新築等年月日が不明な場合、石綿の不使用が明らかでない場合は必ず事前調査を実施してください。

ただし、事前調査の対象外であっても、解体等工事の現場の周辺住民等が確認できるように、石綿含有建材が不使用であることを揭示してください。(⇒6ページ「事前調査の義務対象外の解体等工事での掲示」参照)

発注者の事前調査への協力

発注者は、適正な費用負担、設計図書などの情報の受注者への提供等、適正な事前調査に協力しなければなりません。

勧告等

○事前調査について、知事又は市町村長（以下、単に「知事」という。）は、報告を求める場合や、職員が立入検査を行う場合があります。

○以下の事項に該当する場合、石綿の飛散のおそれが高いため、知事は受注者又は自主施工者に是正措置の実施の勧告を行うことがあります。

勧告の対象となる行為

- ・ 事前調査を実施していない場合
- ・ 事前調査書面を作成していない場合
- ・ 事前調査結果の掲示をしていない場合
- ・ 事前調査書面を公衆の閲覧に供していない場合

○作業実施基準又は敷地境界基準の遵守が認められない場合で、以下の事項に該当する場合、知事は受注者に対し是正措置の実施を求めることがあります。

措置実施の対象となる行為

- ・ 石綿含有建材のおそれのある建材について事前調査書面に必要な記載がない場合
- ・ 石綿含有建材のおそれのある建材について目視以外で調査をしていない場合
- ・ 建築物等の構造上の理由により建材の確認が著しく困難な場合で、解体等工事の着手後に石綿含有建材のおそれのある建材が判明したにも関わらず、調査を実施しなかった場合

発注者への通知

知事が勧告等を実施した場合は、発注者へその旨を書面により通知し、必要な措置を取るよう求めます。発注者は、受注者が実施する是正措置に協力してください。

工事の一時停止・公表について

知事の勧告等に係る措置がとられず、周辺地域への石綿の飛散のおそれが高い場合、解体等工事の一時停止を求め、周辺地域への情報提供を行うことがあります。

全ての解体等工事で事前調査結果の掲示と 事前調査書面の備え付け・閲覧が必要です。

事前調査結果の掲示

事前調査結果については、次の事項を記載した上で、建築物等の敷地内の公衆の見やすい場所に掲示し、周辺住民等へ当該工事に係る情報の提供を行わなければなりません。

- 調査を行った者の情報(氏名(法人にあっては名称及び代表者氏名)、住所)
- 石綿含有建築材料の使用の有無・種類
- 事前調査の終了年月日
- 事前調査方法

(請負による場合の掲示例)

石綿に関する事前調査の結果について			
大気汚染防止法第18条の17、大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の3、石綿障害予防規則第3条及び建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の規定による事前調査の結果は以下のとおりです。			
事業場・建設工事の名称		建築物等の種別	
調査方法 (調査箇所)		調査終了年月日	
調査結果	石綿の使用 有り・無し・みなし*		
石綿の種類及び含有率		石綿含有建築材料の種類	
※「みなし」とは、石綿が使用されているか不明な場合に石綿が使用されているとみなすことです。			
当該工事の施工事業者 :			
事前調査者氏名及び所属 :			

← 60cm以上 →

↑
40cm以上

掲示板の様式例は、大阪府ホームページ「建築物の解体などの作業に係るアスベスト飛散防止規制」に掲載しております。

URL:<http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshoshido/asbestos/todokede.html>

事前調査の義務対象外の解体等工事での掲示

平成18年9月1日以後に新築等された石綿含有建築材料の使用のないことが明らかな解体等工事であっても、建築物等の敷地内の公衆の見やすい場所に石綿含有建築材料の使用がないことを掲示し、周辺住民等へ解体等工事の情報提供を行ってください。

事前調査書面の備え付け・閲覧

受注者又は自主施工者は、周辺住民への建築物等の石綿の使用状況の情報提供のため、解体等工事の終了まで事前調査書面の写しを現場事務所などで閲覧に供する義務があります。

石綿含有建築材料の商品名

以下に示される石綿含有建築材料の材料名・商品名を参考に事前調査を実施してください。

なお、これら以外の製品でも石綿を含有する場合があります。

①吹付け石綿

商品名

吹付けロックウール
パーライト吹付け

吹付けひる石（バーミキュライト）
発泡ケイ酸ソーダ吹付け石綿

■吹付け石綿の商品名

- | | | |
|----------|-----------|----------|
| ・プロベスト | ・オパベスト | ・サーモテックス |
| ・トムレックス | ・リンペット | ・コーベックスA |
| ・ハイワレックス | ・スター・レックス | ・防湿モルベスト |

■石綿を含有する吹付けロックウールの商品名

- | | | |
|-------------|------------------|----------------|
| ・スプレー・テックス | ・スプレー・エース | ・スプレー・クラフトS, H |
| ・サーモテックス | ・ブルベストR | ・コーベックスR |
| ・スプレー・コート | ・バルカラック | ・ヘーワレックス |
| ・オパベストR | ・ベリーコートR | ・タイカレックス |
| ・ニッカウール | ・浅野ダイアロック | ・スター・レックスR |
| ・トムウェット | ・アサノスプレー・コートウェット | ・バルカーウェット |
| ・サンウェット | ・吹付けロックンライト | ・スプレー・ウェット |
| ・ブルベスト・ウェット | ・ATM-120 | |

②石綿含有断熱材

■屋根用折版裏断熱材の商品名

- ・フェルトン

■煙突用断熱材（ライニング材）の商品名

- ・カボ・スタック
- ・ハイ・スタック

③石綿含有耐火被覆材

■ケイ酸カルシウム板第二種の商品名

- | | | |
|----------|---------|---------|
| ・ダイアスラスト | ・キャスライト | ・ケイカライト |
| ・カルシライト | ・タイカライト | ・ヒシライト |

④石綿含有成形板

商品名

スレート波板
住宅屋根用化粧スレート
石綿セメント板
パルプセメント板
押出成形品

スレートボード
サイディング
ケイ酸カルシウム板第一種
スラグセッコウ板

石綿含有建築材料の情報掲載のホームページ

以下の資料から事前調査方法や商品名についての情報が入手できます。

- ・環境省「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル2011」
http://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/manual_td/index.html
- ・国土交通省、経済産業省「石綿（アスベスト）含有建材データベース」
<http://www.asbestos-database.jp/>
- ・一般社団法人 JATI 協会
<http://www.jati.or.jp/>

5

石綿が使用されている建築物等の解体等工事の際、発注者又は自主施工者は届出が必要です。

事前調査により、解体等工事を行おうとする建築物等に質量比 0.1%を超える石綿(アスベスト)を含有する建築材料が使用されていることが判明し、以下の要件に該当する場合は、発注者又は自主施工者は届出をしなければなりません。

事前調査を十分に行い、届出書の作成にあたっては石綿含有建築材料の種類・使用面積、使用箇所を確認してください。

届出が必要な作業

- 当該建築物等に、吹付け石綿、石綿含有断熱材、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材が使用されている場合 → **全ての解体等工事【法に基づく特定粉じん排出等作業】で届出が必要。**
- 当該建築物等に、**石綿含有成形板***が使用されている場合
→ **解体等工事に係る石綿含有成形板の使用面積が 1,000 m²以上の作業【条例に基づく石綿排出等作業】で届出が必要。**
届出要件の規模未満の工事であっても、**作業の基準の遵守は必要**です。
※石綿含有成形板のうち、表面が樹脂で被覆されたり、全体が樹脂で固形化されているものは、届出要件の判断において、使用面積に算入不要です。

届出者及び時期

- 届出の義務者**は、上記の作業を伴う工事の**発注者**又は**自主施工者**です。
- 届出**は、上記の**作業の開始***の**14 日前まで**に行ってください。
※作業の開始とは、石綿の除去等に先立って行う、**作業区画の隔離、集じん・排気装置の設置、足場の設置などの石綿の飛散防止のための作業**を含む、一連の作業の開始をいいます。

届出事項

- 所定の届出書により、次の事項を届け出してください。
 - ① 届出者の氏名又は名称、住所、連絡先、法人の場合は代表者氏名
 - ② 工事を施工する者の氏名又は名称、住所、連絡先、法人の場合は代表者氏名
 - ③ 工事の場所
 - ④ 作業の種類
 - ⑤ 作業の実施の期間
 - ⑥ 作業の対象となる石綿を含有する建築材料の種類・使用箇所・使用面積
 - ⑦ 作業の方法
 - ⑧ 吹付け石綿、石綿含有断熱材、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材の使用面積が 50 m²以上の場合、条例に基づく石綿濃度の測定計画

○届出の際には、次の書類の添付が必要です。

- ① 事前調査書面の写し
- ② 作業の対象となる建築物等の概要、配置図、付近の状況
- ③ 作業の工程を明示した工事の概要
- ④ 作業を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ⑤ 下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

届出先

○特定粉じん排出等作業、石綿排出等作業の実施場所により届出書の提出先が異なります。15ページ

「石綿に関する問合せ窓口」をご参照ください。

○届出に不備があった場合、手続きに時間がかかる場合があります。届出内容については、事前にご相談ください。

無届出や虚偽の届出を行った場合

- ・3月以下の懲役又は30万円以下の罰金【法】
- ・3月以下の懲役又は20万円以下の罰金【条例】

計画変更命令

○届出内容が、作業基準等に適合しない、大気中の石綿濃度の測定計画が適当でない、と認めるときは、知事が**発注者又は自主施工者に対し計画の変更**を命じることがあります。

○計画変更命令を受けた場合は、速やかに是正措置をとってください。

計画変更命令に従わなかった場合

- ・6月以下の懲役又は50万円以下の罰金【法】
- ・6月以下の懲役又は30万円以下の罰金【条例】

石綿が使用されている建築物等の解体等作業の際、 作業の基準と敷地境界基準を遵守してください。

大気中への石綿の飛散防止を図り、石綿飛散に対する府民の不安を解消するために、法及び条例では、石綿含有建築材料が使用されている建築物等の解体等作業を行う際の作業基準等と敷地境界基準を定めています。

基準の遵守が必要な作業

石綿含有建築材料の使用されている建築物等の解体等作業の施工者は、作業基準等及び敷地境界基準の遵守が義務付けられています。

- 当該建築物等に質量比 0.1%を超える石綿を含有する吹付け石綿、石綿含有断熱材、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材が使用されている場合
- 当該建築物等に質量比 0.1%を超える石綿を含有する石綿含有成形板が使用されている場合（耐火・準耐火建築物を除く、専ら人の居住の用に供する延床面積 300m²未満の建築物の解体等作業を除く。）

作業基準等

作業の種類	掲示板の設置	石綿の飛散防止措置	排出水の処理
吹付け石綿等を使用している建築物等の解体作業 (次項及び次々項を除く)	建築物等の敷地内に公衆の見やすい場所に、作業内容を記載した掲示板を石綿排出等作業の期間中に設置	作業場所の隔離・前室の設置 作業開始前の集じん・排気装置の正常な稼働の確認 作業開始前の負圧の維持の確認 作業場内及び前室の負圧の維持 作業開始後の集じん・排気装置の粉じん計を用いた確認、記録、保存 薬液等による湿潤化 除去後の石綿飛散防止	
石綿含有断熱材、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材の除去作業 (搔き落とし、切断又は破碎以外の方法による場合)		除去部分周辺の部分養生 薬液等による湿潤化 除去後の石綿飛散防止	
吹付け石綿等を使用している建築物等で人が立ち入ることが危険な場合等、解体にあたってあらかじめ吹付け石綿等を除去することが困難な場合		建築物等に散水又はこれと同等の措置	石綿を含む水を作業場の外へ排出する際の適切な措置の実施
吹付け石綿等を使用している建築物等の改造又は補修作業		囲い込み・封じ込めを行う場合 ⇒劣化箇所・下地との接着不良 箇所の吹付け石綿等の除去 除去を行う場合 ⇒解体作業の場合と同様の措置の実施	
石綿含有成形板を使用している建築物等の解体、改造又は補修作業		石綿飛散防止幕の設置 原則手作業による撤去 散水設備の設置 除去成形板の作業場内での切断における集じん装置を備えた切断機の使用 除去成形板の破碎の回避	

※この表で「吹付け石綿等」とは、吹付け石綿、石綿含有断熱材、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材をいいます。

作業内容の掲示

- 届出年月日、届出先、届出者の氏名又は名称、住所、法人の場合は代表者氏名
- 特定工事（特定排出等工事）を施工する者の氏名又は名称、住所、法人の場合は代表者氏名
- 特定工事（特定排出等工事）を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- 石綿排出等作業の下請負人の氏名又は名称、住所、連絡場所、法人の場合は代表者氏名
- 石綿排出等作業の下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
- 特定粉じん排出作業（石綿排出等作業）作業の実施の期間及び工程
- 石綿の飛散を防止するための措置の内容
- 条例により敷地境界の大気中の石綿濃度を実施する場合はその測定計画
- 法又は条例に基づく届出書の受理番号

（事前調査の結果の表示と作業実施の表示を兼用する場合の例（請負工事））

様式例	事前調査の結果及び建築物の石綿排出等作業に関するお知らせ				受注者	
<small>大気汚染防止法施行規則第16条の4第1号及び大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第16条の11の規定により、建築物の石綿排出等作業について以下のとおり、お知らせします。</small>						
<small>大気汚染防止法第18条の17、大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の3、石綿障害予防規則第3条及び建築物等の解体等の作業での労働者の石綿暴露防止に関する技術上の指針の規定により、当該建築物の石綿含有建築材料の有無を調査した結果は以下のとおりです。</small>						
事業場・建設工事の名称				建築物等 の種別		
事前調査方法（調査箇所）		調査 終了年月日	年　月　日	事前調査者の氏名 及び所属		
石綿含有建築材料の種類		石綿の種類及び含有率				
石綿排出等作業を行う期間		石綿作業主任者の氏名（石綿障害予防規則第19条の規定により選任されたものをいう。）				
石綿排出等作業の工程		石綿の飛散防止対策				
敷地の境界線における 石綿の濃度の測定計画		大阪府生活環境の保全等に関する条例				
		届出年月日、届出先及び受理番号（届出を要しない場合は、その旨）				大気汚染防止法
<small>石綿排出等作業を伴う工事の発注者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）：</small> <small>：_____</small>		<small>当該建設工事の受注者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）：</small> <small>_____</small>		<small>石綿排出等作業を請け負った者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）：</small> <small>_____</small>	<small>当該作業を請け負った者の現場責任者の氏名：</small> <small>_____</small>	
住所：		住所：	連絡場所：	住所・連絡場所：	連絡場所：	

← 60cm 以上 →

↑
40cm
以上

掲示板の様式例は、大阪府ホームページ「建築物の解体などの作業に係るアスベスト飛散防止規制」に掲載しております。

URL : <http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshoshido/asbestos/todokede.html>

敷地境界基準

○解体等工事を行う建築物等の敷地の境界線における石綿の濃度の基準（敷地境界基準）は次のとおりです。

大気1リットル当たり10本以下

○施工者は、作業基準等に従った作業を行い、敷地境界基準を遵守してください。

作業基準適合命令等

作業基準等又は敷地境界基準の遵守が認められない場合、法対象の特定粉じん排出等作業に対しては**作業基準適合命令**、条例対象の石綿排出等作業に対しては**作業実施基準等適合命令**を行うことがあります。

作業基準適合命令等に従わなかった場合

- ・6月以下の懲役又は50万円以下の罰金【法】
- ・6月以下の懲役又は30万円以下の罰金【条例】

○**作業基準適合命令、作業実施基準適合命令・敷地境界基準適合命令は、受注者又は自主施工者に対して行われます。**

○命令を受けた者は、**定められた期限内に**作業基準等又は敷地境界基準を遵守する**措置をとらなければなりません。**

発注者への通知

知事が作業基準適合命令又は作業実施基準等適合命令を行った場合、発注者へその旨を書面により通知し、必要な措置を取るよう求めます。発注者は、受注者が実施する是正措置に協力してください。

立入検査・報告徴収

知事は、適切な石綿飛散防止対策の確認のため、解体等工事現場等の立入検査を実施し、発注者、受注者又は自主施工者に対して解体等工事に係る事項の報告を求めることがあります。

・報告を行わなかったり、虚偽の報告をしたりした場合

・立入検査を拒否・妨害したり、忌避したりした場合

30万円以下の罰金【法】

10万円以下の罰金【条例】

石綿濃度の測定と記録が必要な場合があります。

石綿を含有する建築材料が使用されている建築物等の解体等作業に際し、大気中の石綿濃度が敷地境界基準を遵守していることを確認するために、石綿排出等作業の敷地境界線における石綿濃度を測定・記録することが必要となる場合があります。

石綿濃度の測定・記録が必要な工事

- 当該建築物等の部分に使用されている質量比 0.1%を超える石綿を含有する**吹付け石綿、石綿含有断熱材、石綿含有保溫材、石綿含有耐火被覆材の合計使用面積が 50 m²以上である作業**を伴う工事が対象です。
- 石綿濃度の測定計画の**届出者**は、**発注者**又は**自主施工者**です。
※合計使用面積が 50 m²未満の場合及び当該建築物等に使用されている石綿含有建築材料が石綿含有成形板のみの場合は、測定義務はありません。

石綿濃度の測定・記録の方法

1. 石綿濃度の測定実施者

受注者又は**自主施工者**が石綿濃度の測定実施者です。

2. 石綿濃度の測定法

ろ紙（有効ろ過面の直径 35mm）上に捕集（10 リットル/分で 4 時間通気）し、位相差顕微鏡により計数する方法（平成 22 年 3 月 31 日大阪府公告第 24 号の 2「石綿の濃度の測定法」）

3. 石綿濃度の測定回数及び場所

測定時期	測定回数	測定場所
作業開始前	1回	周辺1方向 (最も高濃度が予想される場所)
作業期間中	1回以上 (作業の日数（石綿を除去した実作業日数に限る）が 6 日までごとに 1 回)	周辺4方向 (最も高濃度が予想される場所を含む)
作業完了後	1回	周辺1方向 (作業中最も高濃度であった場所)

4. 石綿濃度の測定の記録・保存

○測定記録項目

- ・ 測定の年月日及び時刻
- ・ 測定時の天候
- ・ 測定者
- ・ 測定場所
- ・ 石綿排出等作業の実施状況

○測定記録の保存期間

3 年間保存してください。

アスベストに関する測定可能な事業所一覧（大阪府域）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshoshido/asbestos/jigoushoitiran.html>

（一覧表への記載の希望のあった事業者の情報であり、大阪府がこれらの事業者を推奨するものではありません。）

解体等工事の費用負担者で石綿排出を伴う解体等工事の届出者である発注者は、石綿飛散防止措置において、発注者としての適切な役割を果たさなければなりません。

設計図書等の保管と情報提供をお願いします

○**発注者**が有する設計図書等の当該建築物等に関する情報は事前調査において非常に有益な情報となります。このため、**建築物等の設計図書等を保管**してください。また、事前調査が正確かつ円滑に実施されるよう、発注者は受注者に対して、**必要な情報の提供に努めてください。**

作業計画の十分な検討と適切な契約締結をお願いします

○建築物等の解体等作業に伴う石綿の飛散防止措置は、その作業を施工する者が実施することになりますが、施工者が行う措置の内容は契約条件に左右されると考えられます。このため、**発注者は、受注者**と作業計画について**十分に検討・調整し、作業基準等や敷地境界基準の遵守に妨げとならない内容（施工方法や工期、施工に要する費用等）**で請負契約を締結するよう配慮してください。

石綿関連ホームページ

【参考資料】

- ・「アスベストQ&A 100」（大阪府環境管理室）
http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshoshi/do/asbestos/q_a.html
- ・「建築物における石綿（アスベスト）対策マニュアル」（大阪府住宅まちづくり部）
http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_anzen/asbesto/asbestomanual.html
- ・アスベスト（石綿）廃棄物の適正処理について（大阪府循環型社会推進室）
http://www.pref.osaka.lg.jp/sangyohai_ki/syurui/index.html
- ・「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル2011」（環境省）
http://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/manual_td/index.html
- ・建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針に基づく石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル[1.03版]（厚生労働省）
http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudouki_junkyoukuanzeneiseibu/0000036829.pdf

【関係行政機関】

- ・大阪府のアスベスト対策（大阪府環境管理室）
<http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshoshi/do/asbestos/index.html>
- ・石綿（アスベスト）問題への取組をご案内します（環境省）
<http://www.env.go.jp/air/asbestos/index.html>
- ・アスベスト（石綿）情報（厚生労働省）
http://www.mhlw.go.jp/new_info/kobetu/roudou/sekinen/index.html
- ・アスベスト問題への対応（国土交通省）
<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/asubesuto/top.html>

大気汚染防止法 府条例に関すること	下記の府域における解体等作業の場合 (守口市 寝屋川市 大東市 柏原市 羽曳野市 門真市 摂津市 藤井寺市 四條畷市 交野市 島本町)	大阪府環境農林水産部 環境管理室事業所指導課	06-6941-0351 (内線 3874)	
	泉州地域 (堺市を除く) における解体等作業の場合 (泉佐野市 和泉市 高石市 泉南市 熊取町 田尻町 岬町)	大阪府泉州農と緑の総合事務所環境指導課	072-437-2530	
	大阪市域 における 解体等作業 の場合	中央区・天王寺区・浪速区・東成区・生野区・ 城東区・鶴見区	環境局環境管理部環境管理課 東部環境保全監視グループ	06-6267-9922
		北区・都島区・淀川区・東淀川区・旭区	北部環境保全監視グループ	06-6313-9550
		福島区・此花区・西区・港区・大正区・西淀川区	西部環境保全監視グループ	06-6576-9247
		阿倍野区・東住吉区・平野区	南東部環境保全監視グループ	06-6630-3433
		住之江区・住吉区・西成区	南西部環境保全監視グループ	06-4301-7248
	堺市域における解体等作業の場合	堺市環境局環境保全部環境対策課	072-228-7474	
	岸和田市域における解体等作業の場合	岸和田市環境部環境保全課	072-423-9462	
	豊中市域における解体等作業の場合	豊中市環境政策室環境保全チーム	06-6858-2103	
	池田市、箕面市、豊能町及び能勢町域における解体等作業の場合	池田市環境部広域環境をまもる課	072-754-6647	
	吹田市域における解体等作業の場合	吹田市環境部地域環境室環境保全課	06-6384-1850	
	泉大津市及び忠岡町域における解体等作業の場合	泉大津市都市政策部環境課	0725-33-1131	
	高槻市域における解体等作業の場合	高槻市産業環境部環境保全課	072-674-7486	
	貝塚市域における解体等作業の場合	貝塚市都市整備部環境政策課	072-433-7186	
	枚方市域における解体等作業の場合	枚方市環境保全部環境公害課	050-7102-6014	
	茨木市域における解体等作業の場合	茨木市産業環境部環境保全課	072-620-1646	
	八尾市域における解体等作業の場合	八尾市経済環境部環境保全課	072-924-3841	
	富田林市域における解体等作業の場合	富田林市産業環境部みどり環境課	0721-25-1000	
	河内長野市域における解体等作業の場合	河内長野市環境共生部環境政策課	0721-53-1111	
	松原市域における解体等作業の場合	松原市市民生活部環境予防課	072-334-1550	
	東大阪市域における解体等作業の場合	東大阪市環境部公害対策課	06-4309-3204	
	大阪狭山市域における解体等作業の場合	大阪狭山市市民部生活環境グループ	072-366-0011	
	阪南市域における解体等作業の場合	阪南市市民部生活環境課	072-471-5678	
	太子町域における解体等作業の場合	太子町生活環境室安全環境グループ	0721-98-5525	
	河南町域における解体等作業の場合	河南町まち創造部環境・まちづくり推進課	0721-93-2500	
	千早赤阪村域における解体等作業の場合	千早赤阪村民課	0721-72-0081	
建設系アスベスト産業廃棄物に関すること	建設系アスベスト産業廃棄物に関すること	大阪府環境農林水産部 循環型社会推進室産業廃棄物指導課 保健所設置市 (※1)	06-6941-0351 (内線 3825) 各保健所設置市	
	建設リサイクル法、建築基準法に関すること	大阪府住宅まちづくり部建築指導室 (建り法) 審査指導課 (建基法) 建築振興課 (建基法) 建築安全課 特定行政庁 (※2)	06-6941-0351 (内線 3094) (内線 3086) (内線 4329) 各特定行政庁	
石綿障害予防規則に関すること	石綿障害予防規則に関すること	各労働基準監督署	各労働基準 監督署	

※ 1 保健所設置市：大阪市、堺市、豊中市、東大阪市、高槻市、枚方市

※ 2 特定行政庁：大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、和泉市、箕面市、羽曳野市、門真市、東大阪市



環境農林水産部環境管理室事業所指導課 平成 26 年 6 月発行
〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1 丁目 TEL06(6210)9581

このパンフレットは 17,600 部作成し、1 部あたりの単価は 11.88 円です。